

東京工業大学 知的財産ポリシー

平成 16 年 2 月 6 日
評 議 会 決 定

I. 基本的考え方

1. 大学の基本的使命・理念と知的財産ポリシーの策定

東京工業大学（以下、「本学」という。）は、その基本的使命を、教育と研究によって知的資産を創造し、次代を担う優秀な人材を育成し、もって人類や社会の発展に貢献することとしている。

この使命を踏まえて、本学の理念を、「独創的・先端的科学・技術を中心とする学術研究を推進すると同時に、大学院・学部並びに附置研究所において、創造性豊かで国際感覚を併せもつ人間性豊かな科学者・技術者及び各界のリーダーとなりうる人材の育成を行い、産学の連携協力をも得て、我が国のみならず世界の科学、産業の発達に貢献するとともに、世界に広く門戸を開いて関係者の知恵を集め、世界平和の維持、地球環境の保全等、人類と地球の前途に係わる諸問題の解決に積極的役割を果たす。」としている。

特に研究の理念については、「真実なるものおよびより高きものの探求を基調とし、健全なる価値判断に基づいて、科学・技術の持続的発展に努力し、産業の発達に先駆的に貢献するとともに、世界文化の昂揚と人類福祉の増進に寄与する。」としている。

加えて、知的財産基本法において、大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする定められており、また、国立大学法人の業務として、研究の成果を普及し、及びその活用を促進することが規定されている。

これら本学の使命と理念等を踏まえ、本学における知的財産の創出、保護、管理、活用にかかる基本方針を知的財産ポリシーとして定め、学内外に周知を図るとともに、本ポリシーに即した知的財産の創出、保護、管理、活用を進め、もって、本学の使命の達成に貢献するものとする。

また、知的財産の創出、保護、管理、活用や産学連携に関する活動に伴って生じる利益相反状況（注）への対処のため、利益相反ポリシーを別に定める。

（注）教職員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学における責任と衝突する状況

2．機関帰属原則への転換

国立大学教官の発明はこれまで原則として教官個人に帰属してきたが、国立大学の法人化にあわせて発明の個人帰属から機関帰属へ原則を転換する。

現行の個人帰属の原則は、大学における発明等を産業界に移転する仕組みが整っていない時期にとられることとなったものであるが、近年における技術移転機関（TLO）の設立、大学における知的財産の管理体制整備の進捗等を踏まえ、大学が組織として知的財産を管理したほうが、大学の発明等をより有効に産業界において活用できる状況になったとの認識に基づき、原則を転換するものである。

国立大学法人となる本学は、積極的に知的財産の創出、保護、管理、活用の推進に取り組むこととし、これに必要な体制及び職務発明規定等の関連の規定を整備し、本学で生み出される知的財産について、原則として大学に帰属させ、組織として一元的に管理・活用を図ることとする。

この際、教職員等に知的財産の創出や研究成果の社会還元へのインセンティブを賦与するため、教職員等への適正な利益の還元を確保する。

3．本学における知的財産の創出、保護、管理、活用の基本的考え方

理工系総合大学としてのポテンシャルを生かし、幅広い分野の知的財産の創出を図る。また、研究の成果として生じた知的財産の単なる権利化、ライセンス・実施化を図るのみではなく、知的財産を産学連携の核として、本学と産業界との協力関係を積極的に構築し、産学共同研究の積極的な実施等により、新産業の創出、イノベーションの促進に貢献するとともに、更なる知的財産の創出を図る。さらに、社会から本学が期待される役割を踏まえ、産業界を始めとする社会と本学の間をつなぐリエゾン活動を強力に推進し、企業のニーズに対応した学内研究資源とのきめ細かなマッチング、学内の研究資源を糾合したシーズ指向の研究プロジェクトの提案などにより、産業界等との緊密かつ多様な協力を促進し、生産性の高い研究開発を進める。また、これらの活動は、企業活動のグローバル化を踏まえ、国際的な観点を十分に踏まえて行う。

このため、教職員等の知的財産の創出、保護、管理、活用にかかる意識の啓発、教職員等の知的財産創出に対する大学の積極的支援、知財の創出、保護、管理、活用に関わった関係者の活動に対する適正な利益の還元の確保、学内外に向けた積極的な情報発信を行う

4．教職員等の責務

本学の教職員等は、本学の使命と理念等を踏まえ、本学における知的財産の創出、保護、管理、活用にかかる活動に積極的に取り組む。また、利益相反ポリシーに則して、知的財産の創出、保護、管理、活用や産学連携に関する活動に伴って生じる利益相反状況へ適切に対処する。

5. 教育への配慮

次代を担う人材の教育が本学の基本的使命であることに鑑み、知的財産の創出、保護、管理、活用と学部生及び大学院生の教育との調和に十分に配慮する。特に、論文の学会発表や博士論文の発表などは学位取得の要件とも密接に関連してきわめて重要であることなどから、知的財産の創出、保護、管理、活用の観点から求められる秘密の保持、成果の公表の管理等と学生の教育の円滑な実施との間に調和が必要とされる点を十分に認識して対処する。

II. 研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継

1. 創出した知的財産が職務発明等として原則として本学の機関帰属となる教職員等の範囲及び知的財産の範囲

(1) 創出した知的財産が原則として本学の機関帰属となる教職員等の範囲

創出した知的財産が原則として本学の機関帰属となる教職員等の範囲は以下のとおりとする。

本学が雇用している教員、職員、特別研究員、ポスドク等（非常勤的な雇用形態の者を含む。）

本学と研究に関する契約関係にある特別研究員、ポスドク等（ に該当する者を除く。）

本学と研究に係る契約関係にある学生（学部生を含む。）¹

以下、上記 ~ に該当する教職員等を総称して、「教職員等」と呼ぶ。

(2) 本学の機関帰属となる知的財産の範囲

本学の教職員等が本学の管理する研究資金又は研究施設・設備・装置を用いて創出した以下の権利、若しくは、これらを用いていないものの本学の教職員等が創出し当該教職員等の本学における業務と密接に関連した内容を持つと認められる以下の権利²は、当該権利を創出した教職員等への相当の対価の還元を前提として、本学に帰属するものとする。

(権利の種類)

1 契約関係にない学生の発明は、発明の時点で個別に学生と協議して契約を交わして大学として扱うことを想定した。

2 例えば、教員が、本務である共同研究等において、本学の管理する研究資金及び研究施設・設備・装置を用いずに行った研究（共同研究先の企業等に出向いて研究を行う場合など）に生じた発明が該当すると考えられる。

特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの（いわゆる「ノウハウ」）及び研究成果としての有体物の扱いについては別に定める。

（本学が管理する研究資金）

本規定において、本学の管理する研究資金とは、以下をいう。

国から交付された運営費交付金

本学が補助事業者となって受けた補助金、助成金その他これに類する資金

本学が契約当事者となった委託研究契約に基づき受け取った資金

企業等との共同研究において本学が行う研究のためとして企業等から受け入れた資金

本学が寄付を受けた資金

その他、本学が外部から受け取った資金

本学が経理を管理している科学研究費補助金その他の個人に対する研究助成金

JST 等の事業として外部の団体が直接資金を管理し支出するが研究は学内で行われる場合の当該研究資金

（本学が管理する研究施設・設備・装置）

本規定において、「本学の管理する研究施設・設備・装置」とは、以下のとおりとする（ただし、契約に基づき企業等に賃貸している施設・設備・装置を除く。）。

国から本学に出資、譲与、譲渡された施設・設備・装置

本学が管理する資金により購入された施設・設備・装置

本学が管理する資金により賃借されている施設・設備・装置

本学に寄付された施設・設備・装置

本学（本学の教職員等を含む。）が無償で貸付を受けている施設・設備・装置（所有権は外部の団体が保持し、学内に持ち込まれているもの）

2. 権利の帰属の判定及び本学への承継の手続き

(1) 発明届けの提出

別に定める職務発明規則または本学と交わす契約等において、すべての教職員等に発明届けの提出を義務づける。届け出すべき発明は、職務発明に該当すると教員が考えるか否かに係らず、その教職員等がなしたすべての発明を対象とする。

発明届けの提出先は、産学連携推進本部とする。

(2) 論文公表等と発明届けとの関係

論文公表

教職員等は、学術研究上の緊急性等がある場合、発明届け提出前に発明の内容を含む論文等を公表することができる（日本・米国・カナダ以外の国に対しては、新規性の喪失により、特許申請が出来なくなることには注意する必要がある）³。この場合、公表後すみやかに、発明届けを提出するものとする。

また、発明等をなした教職員等の個人が、大学の社会貢献等の観点から当該発明等の知的財産としての保護を望まないとの意図を有する場合、その意図は尊重されるものとする。

制度設計及び運用の改善

上記のような教職員等に対しても知財の権利化に協力してもらうため、教職員等にとってもメリットが感じられるような知財管理の制度設計や運用を今後とも検討していくこととする。

また、学会発表の期日が迫っている際の緊急の特許出願についても、対応に努力する。

(3) 機関帰属の判定

提出された発明届けを、本ポリシーに即して産学連携推進本部において検討し、職務発明の要件に該当するか否かを判断する。要件に該当する場合、さらに、特許性、実施許諾の可能性等を検討し、特許出願するか否かを判断する。この場合、新規性に乏しい、実施許諾の可能性が極めて低いなどと判断される発明に関しては、費用対効果の観点から、本学として特許出願しない場合がある。

また、これらの判断の結果を発明届け提出の30日以内に、本部が発明の届出者に通知する。

なお、特許の活用の推進に係る業務を学外の技術移転機関（TLO）等に委託する場合

³（参考）ドイツの被用者発明法においては、大学の研究者は職務発明を含む論文公表について、適切な時期（公表2ヶ月前）に大学に予告することとされている。）

においては、特許出願の可否の判断において、TLO 等の意見をきく。

(4) 権利の承継の手続き

教職員等の保有する発明に係る権利は、特許出願するとの本部の判断の通知が届出者であった時に、本学に継承される。この場合、本学は別に定める規則に基づき、届出者に対して報奨金⁴を支払う。

(5) 機関帰属としない場合の措置

職務発明の要件に該当しないと認定された場合には、その旨、ただちに発明した教職員等に通知される。この場合、発明した教職員等は、その裁量で当該発明を処分できる。

また、職務発明の要件に該当するが特許出願しないとの判断にいたった発明は、その旨、発明した教職員等に通知される。この場合、報奨金は支払われず、この通知をもって、大学から発明者に発明が返還されたものとみなす。この場合、発明をした教職員等は、その裁量で当該発明を処分できる。

(6) 職務発明の認定、又は、特許出願の可否の判定に不服な場合の措置

発明した教職員等が、本部の行った職務発明の認定、又は、特許出願の可否の判定に不服の場合、学内有識者等から構成される知財審査委員会に対して、不服の審査を求めることができる。

(7) 個人出願及び企業への譲渡の扱い

発明届けを行わない場合、教員個人として特許出願し、又は、発明を受ける権利を企業に譲ることはできない。(なお、発明届けを行い、大学が機関帰属としないと判断した発明については、教員個人で特許出願し、権利を企業に譲ることができる。)なお、法人化後は、発明を機関帰属とするので、奨学寄附金による研究から生じた発明も大学に帰属することとなる。

(8) 特許以外の知的財産にかかる手続き

特許以外の知的財産としての保護に値する創作に関する手続き、上記(1)から(7)を原則として準用する。

⁴ 職務発明規定等により権利を本学が継承した場合の、発明した教職員等に対する報奨

III . 知的財産の管理・活用の推進

1 . 研究成果の実用化に向けた本学の責務

本学は、創出された知的財産が教職員等の永年にわたる知的蓄積、努力及び創意工夫の結晶であることを十分に認識し、その管理、維持、活用に積極的に努めるものとする。

このため、以下に示す方針の下、本学発の知的財産の企業等への積極的な普及に努める。

(1) 実施権の設定及び権利の譲渡

本学は、その保有する知的財産の有効活用を図るため、独占的な実施権の設定、一部独占的な実施権の設定、非独占的な実施権の設定、知的財産の譲渡、その他の手段を用いて、効果的・効率的に知的財産の実施化を図る。

(2) 実施料の徴収

本学は、企業と異なり、その研究成果を自ら実施化する立場にはなく、また、その能力もないので、その保有する知的財産（企業との共同研究等の結果として生じた共有の特許等も含む。）を実施する者から、実施料を徴収することを原則とする。

(3) ベンチャー企業及び中小企業に対する配慮

東工大発ベンチャー等のベンチャー企業や中小企業に対しては、上記にかかわらず、特別の配慮をすることができる。

(4) 実施許諾の後、長期にわたり実施されない場合の措置

実施許諾契約を締結した後、正当な理由なく長期にわたり実施に移されない場合については、契約の解除、譲渡した知的財産の返還、その他適当な措置がとれるよう、この旨を実施許諾契約、譲渡契約等で規定する。

2 . 知的財産の管理・活用

(1) 本学における知的財産の管理責任

本学においては、知的財産を適切に管理する。特に、実施許諾の見通しのたたない知的財産については、経費の効率的な使用の観点から、機関としての維持・管理をやめる判断をすることも選択肢に入れる。

(2) 発明した教職員等への知的財産の返還

限られた経費を効果的・効率的に活用するため、その保有、管理する知的財産の管理のための経費とその実施化の見通しとを適宜、比較考量し、実施化の見通しのないと思われる管理する知的財産(特許をうける権利を含む)について、本学としての管理を終了する。この場合、当該知的財産は創出した教職員等に返還される。

本学としての管理を終了するにあたっては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、創

出した教職員等にその旨を通知する。

返還のための具体的な条件の基本及び手続きは別に定める。

また、管理を終了するとの本部の判断に対して、発明した教職員等が異なる意見を持つ場合は、当該意見を述べるができるものとし、その場合の手続きについては、II.2.(6)の手続きを準用する。

3. 知的財産の実施等に伴う創作者への報奨

本学に機関帰属した知的財産の実施等により本学が収入を得た場合、実施料収入から所要の経費を控除した額の3割⁵を創作者に、創作者が当該知的財産創出の時点で所属していた研究室に2割を還元することを原則とする。

IV. 共同研究・受託研究等の研究協力に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

1. 企業等との多様な形態の研究協力の推進

本学は、企業を始めとする外部の組織（以下「企業等」という。）との間で、受託研究、共同研究、その他の形態による研究協力を積極的に推進する。

(1) 受託研究

企業等の依頼を受け、企業等の全額経費負担により研究を実施する。この場合、企業等は研究テーマ、研究内容の設定には関与するが、研究の実施にあたっては、企業等から資金以外の貢献は期待されていないものとする。（現状の委託研究制度と同様）

(2) 共同研究

企業等と本学が合意したテーマに関して共同して研究を実施する。企業等には研究面での貢献が期待されているものとする。また、共同研究において企業等の求めにより大学が実施する研究について、企業等の資金負担を求める。

(3) その他の形態による研究協力

受託研究、共同研究に加えて、企業等の希望に個別に対応できるように研究協力の自由度を持たせた研究協力のカテゴリーを設ける。

(4) その他

外国企業等からの受託研究等、複数の大学のコンソーシアムによる共同研究等も今後、

⁵ 現在のTLOの管理する特許の実施料の配分比率は、研究者個人に30%、研究室に20%であり、法人化後もこれを踏襲することが適当ではないか。

検討する。

(5) 間接経費の徴収

間接経費の徴収

受託研究、共同研究、その他の形態による研究協力とも大学が実施する研究について、企業等の資金負担を求める。この資金については直接に研究に充当される資金に加えて間接経費の負担も求める。間接経費は、直接に研究に充当される資金の3割に相当する額を原則とする。

大学側の対応の充実

間接経費の徴収に見合う大学側の対応として、契約締結前の交渉体制の充実、進行中の研究の管理の充実、知財管理の充実、知財の実施条件に関する柔軟な対応等を企業等に対して行う。

比率の論拠

3割の論拠は、国の競争的資金において3割の間接経費が認められていること、これまでの受託研究においても3割の間接経費をとっていたこと、企業等の求める研究に関して大学のインフラを使うことに伴う経費であると考えられる。

企業等の理解の醸成

間接経費の徴収について企業等の理解を求めるため、大学幹部が企業等に説明に回ることも行う。

当面の対応

3割を原則とし企業等の理解を求めていくものの、当面の経過措置として、企業等と個別に相談し、個々の研究の特殊要因を踏まえて判断する。

2. 権利の帰属の考え方

(1) 受託研究

受託研究により教職員等が行った発明については、本学への帰属を原則とする。

(2) 共同研究

共同研究により生じた発明については、共同でなされた発明については、本学と企業等の共有を原則とする。この場合、持分割合は発明への貢献度を考慮して定めることを原則とする。

共同研究の一方の当事者が単独で行った発明は、相手方の確認を受けた後、単独で保有することを原則とする。

(3) その他の形態による研究協力

知的財産の創出にあたり本学の貢献がある場合、原則として、本学は権利を主張する。また、受託研究及び共同研究における知的財産の扱いとのバランスに留意する。具体的には、企業等の要望に応じて検討し、本学の知的財産ポリシー及び関連する規則等に即して適切に対処する。

3. ライセンシングの考え方

ライセンシングの考え方は、前述 - 1 を適用する。

企業等には、希望により、専用実施権、独占実施権、通常実施権を与えることを可とする。なお、その条件は個別の交渉による。

4. 国及び国の機関等への対応

本学に研究資金を提供し、本学に研究を委託し、又は、本学と共同研究を行う国、地方公共団体、独立行政法人研究機関、その他これらに類する公的機関が、知的財産の帰属及びライセンシングについて、法律の定めにより本ポリシーと整合する扱いを行い得ない場合、本ポリシーによらない取扱いをすることができる。

V. 教職員等や学生等の守秘義務

知的財産の活用・実施化にあたり重要な役割を果たす企業にとって、その競争における優位性の確保の観点から、権利化された知的財産は極めて重要である。このため、発明等を権利化するにあたっての研究成果及び発明等に関する秘密の保持の重要性、特に企業からの受託研究や企業との共同研究における秘密の保持の重要性を教職員等は十分に認識し、適切に対応する。

VI. 知的財産の管理及び産学官連携の実施体制

1. 産学連携推進本部の設置

本学に、本学の教職員等による発明等の知的財産の創出、保護、管理及び活用を推進し、産業界に本学の研究の成果を普及するとともに、産業界との研究協力を推進するため、以下の任務⁶を持ち、副学長（研究担当）を本部長とする産学連携推進本部を置く。

本学における知的財産の創出、保護、管理及び活用に関する基本的な方針の企画及び立案

本学における発明の管理、保護、活用に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

本学と産業界との研究協力推進のための本学と企業その他団体（以下「企業等」という。）との連絡調整

本学と企業等との研究協力に係る契約業務の支援及びその実施に係る管理業務の支援

前各号に係る調査及び研究

その他、産学連携の推進に必要な業務に関すること

2．産学連携推進本部の内部組織

本部の組織については、別に定める。

3．外部の技術移転機関（TLO）等の活用

外部の技術移転機関（TLO）等に蓄積された知的財産管理・活用における経験を活用することは、本学の知的財産の有効かつ効率的な活用を図るうえで重要である。このため、TLO等を適切に活用するものとする。

この場合、技術移転をはじめとする産学連携活動にかかる企業等への対応では、1カ所の窓口ですべてが対応できるワンストップサービスを目指すことが重要であることを踏まえ、本学とTLO等との有機的かつ一体的な連携体制を構築するとともに、本学とTLO等との関係を広く学内及び学外に明確に示すものとする。

VII．知的財産の取扱いに関する異議申立て手続と処理方法

1．異議申立てに係る体制の整備

発明を機関帰属とすべき基準は知的財産ポリシーにより明確化されるので、従来の発明委員会は廃止し、本部が同ポリシーに照らして職務発明の認定及び特許出願の適否の判断を迅速に行う。また、学内有識者等から構成される知財審査委員会（仮称）を設け、

⁶ 本年9月に策定されて規則に基づいて記述となっている。法人化にあたり、見直しされることを想定している。

本部の判断に教員が不服の場合において、不服の内容を審査する体制を整備する。

知財審査委員会の組織については、別に定める。

2. 異議申立て手続と処理方法

発明した教職員等が、本部の行った機関帰属の判定、又は、特許出願の可否の判定に不服の場合、知財審査委員会に対して、不服の審査を求めることができる。

知財審査委員会は、不服の審査の求めがあった場合、すみやかに審査を開始しなければならない。委員会は、審査の結論を得た場合には、すみやかに不服申立者にその結論を通知するとともに、必要な場合においては、本部に所要の措置を求めることができる。

本部が委員会から求められた措置について異議がある場合は、本部は学長の判断を求めることができる。この場合、学長の判断は最終的なものとする。